

要件	内容								
<p>■いちき串木野市企業の誘致促進及び育成に関する条例</p> <p><対象業種> 西薩中核工業団地： 製造業・金属鉱業・運送業・水運業・倉庫業・梱包業・卸売業・研究開発施設・次世代エネルギー関連施設（メガソーラー事業は除く。） 西薩中核工業団地以外（民有地を含む。）： 製造業・金属鉱業</p> <p><交付要件>新設・増設・移転とも</p> <p>【各補助金の共通項目】</p> <p>① 市との立地協定 ② いちき串木野市に工場等を立地（新設，増設，移転） ③ 設備投資額（用地取得費を除く。）： 1億円以上 ④ 操業開始1年以内の新規地元雇用者数（雇用保険被保険者）： 市外事業者は5人以上，市内事業者は3人以上</p> <p>※ 新規地元雇用者とは，市外事業者が新設等を行った場合，新たに転入した常用雇用者（6か月以上市内に居住）を含む。また，かごしま連携中枢都市圏を構成する鹿児島市，日置市，始良市の市民を含む。ただし，いちき串木野市民が1/2以上であること。</p> <p>【用地取得補助金】 ○ 用地取得面積：3,000㎡以上</p> <p>【設備投資促進補助金】 ○ 立地に係る建物の建設・購入・賃借又は施設設備を取得してから1年以内の操業開始</p> <p>【空き工場活用補助金】 ○ 製造業に限る ○ 賃借を開始した日から1年以内の操業開始</p> <p>【雇用促進補助金】 ○ 操業開始1年後において，1年を超えて雇用される見込みがある新規地元雇用数に応じて助成。ただし事業拡大等に伴い新規雇用者が前年と比較して新たに増加する場合には，3年を限度として助成。</p> <p>【事業所用水使用料補助金】 西薩中核工業団地：市上水道を使用する事業者。地下水の取水は原則として行わない。 西薩中核工業団地以外：市上水道を使用し，使用量が年間3万トンを超える事業者</p> <p>【給水装置設置補助金】 西薩中核工業団地において新たに事業所を設置し，給水装置を新設した事業者</p>	<p>※ ①②③はいずれか一つを選択</p> <p>①【用地取得補助金】</p> <p>ア 用地取得費（造成費・解体費を含む。）×30/100 イ 限度額：新規雇用者数（市外事業者の場合，配置転換等による者を含む。）に応じて （西薩中核工業団地） ・10人未満：3,000万円 ・10人～29人：5,000万円 ・30人～49人：1億円 ・50人～99人：1億5,000万円 ・100人以上：2億円 （西薩中核工業団地以外） ・3,000万円</p> <p>②【設備投資促進補助金】</p> <p>ア 設備投資額×10/100 イ 限度額：新規雇用者数（市外事業者の場合，配置転換等による者を含む。）に応じて ・10人未満：3,000万円 ・10人～29人：5,000万円 ・30人～49人：1億円 ・50人～99人：1億5,000万円 ・100人以上：2億円</p> <p>③【空き工場活用補助金】</p> <p>ア 賃借料補助：賃借料の50/100を3年間助成 （限度額：年間250万円） イ 改装費補助：改装費及び電気工事費等の50/100を，市内事業者が施工した場合，1回に限り助成（限度額：500万円）</p> <p>【雇用促進補助金】 ○ 新規地元雇用者数×50万円（上限1億円）</p> <p>【事業所用水使用料補助金】 （西薩中核工業団地） ア 助成額：1トンあたり64円となるように助成 イ 助成期間：10年間助成 （西薩中核工業団地以外） 次表の区分により算出した補助金の合計額</p> <table border="1" data-bbox="1010 2021 1944 2309"> <thead> <tr> <th>年間使用水量</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3万トンを超え 10万トンまでの分</td> <td>3万トンを超える分にかかる使用料の20/100</td> </tr> <tr> <td>10万トンを超え 20万トンまでの分</td> <td>10万トンを超える分にかかる使用料の30/100</td> </tr> <tr> <td>20万トンを超える分</td> <td>20万トンを超える分にかかる使用料の40/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【給水装置設置補助金】 ・市が敷設した配水管から事業所用地の境界までに係る給水装置の新設工事費相当額</p>	年間使用水量	補助金の額	3万トンを超え 10万トンまでの分	3万トンを超える分にかかる使用料の20/100	10万トンを超え 20万トンまでの分	10万トンを超える分にかかる使用料の30/100	20万トンを超える分	20万トンを超える分にかかる使用料の40/100
年間使用水量	補助金の額								
3万トンを超え 10万トンまでの分	3万トンを超える分にかかる使用料の20/100								
10万トンを超え 20万トンまでの分	10万トンを超える分にかかる使用料の30/100								
20万トンを超える分	20万トンを超える分にかかる使用料の40/100								

■いちき串木野市工業用地事業用定期借地権制度

- ・ 対象業種，対象面積，対象要件は上記補助金の共通項目と同じ
- ・ 10年～ 20年間の事業用定期借地権契約
- ・ 契約後，2年以内の工場着手及び3年以内の操業開始
- ・ 契約期間満了後は更地にして返還。ただし用地を購入する場合は施設を撤去する必要はない。

【事業用定期借地権制度】

- 10年間借地料無料
- 11年目から1㎡あたり200円の借地料
- 保証金として1㎡あたり600円を預託，借地期間満了後に返還
- 用地を購入する場合，その時点の譲渡価格から賃貸期間中に納入した契約保証金及び賃貸料相当額を差引くことができる。